

流域下水道流入下水水質調査業務仕様書

1. 一般事項

本仕様書は、周南流域下水道に流入する下水の水質調査業務に適用するものである。

本業務は、本仕様書に基づき、各接続点での流入下水の水質調査業務を行なうものである。

(1) 履行場所（採水場所）

周南市大字小松原・安田・中村・大河内地内（第3・第4・第5・第6接続点の4箇所）

(2) 調査内容（分析項目、検体数及び採水時に記録すること）

別紙にあげる項目（42項目）を各4検体

採水時の水温及び流量（管底からの水位）

(3) 採水方法及び資料の調製

2時間間隔の24時間採水とすること。

試料の調製は、12検体を流量比（水位比）で混合すること。

(4) 分析方法

下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に従うこと。

(5) 報告書

日本産業規格 A 4 1 部

定量下限値及び計量方法を記載すること。

水温、流量（水位）は、当方指定の様式に記入すること。

業務作業状況の写真を添付すること。

(6) 履行期間

契約日から令和8年12月18日まで

(7) 調査実施日

令和8年10月1日～令和8年11月30日の間に実施すること。

(8) 支払方法

業務完了後（検査合格後）1回払い

2. 留意事項

(1) 調査実施日は、協議のうえ決定する。

(2) 調査実施日の前日及び当日は、晴天であること。

(3) 調査箇所は、事前に担当職員が現地で指示するので、立会すること。

(4) 採水等にあたっては、近隣住民への迷惑を最小限にとどめるとともに、道路工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準に基づき、所定の交通標識を設置すること。

(5) マンホール内作業にあたっては、有害ガス検知器等により内部の酸素濃度、硫化水素濃度を常に監視し、安全に努めること。

(6) 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

(7) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

(8) 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

(9) サンプルング時の緊急連絡体制表を提出すること。

(10) 主たる業務の再委託を禁止する。

(11) 業務中に異常があれば、すみやかに監督職員に報告し、指示を仰ぐこと。

(12) 不明な点については、協議のうえ決定する。